

Title	拂波士著「主權論」に就いて (明治十六年文部省編輯局譯)
Sub Title	
Author	戸鞠, 雅彦 (Tomari, Masahiko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1936
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.15, No.2 (1936. 6) ,p.131- 141
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19360630-0131">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19360630-0131</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 資料

拂波士著

## 「主權論」に就いて

(明治十六年  
文部省編輯局譯)

戸 鞠 雅 彦

(417)

明治の中期殊に憲法發布前に於る社會思想の主流は、既に當時から十餘年を経過せる「維新革命」に繼いで發展を始めた新社會建設過程の特質と學問による社會啓蒙の二重の意味に基く必然的な動向として、未だ歐米先進思想の翻譯圈から絶離するの機會をもたなかつたのである。即ち維新を前後にして我が先覺思想家達により洋學の群書のなかゝら採擇され、翻譯若くは翻案されて世間に流布された西洋思想は、その何れも凡てが「革命」後に於るこの國の未完成な社會機構を充足する歴史的役割を事實上に果たした最も大きな原動力であつたと言つてよからう。勿論これら泰西思想の或るものは偶然の機會にとりあげられたものも多々あらうが、併し結果から觀ればそれらは當

「主權論」に就いて

面の社會的、經濟的、政治的要求の何れかに適應するものであつたのは確かである。殊に商業資本と大土地制に立脚する、従つて又強力なる中央集權的政治社會を樹立せんとする差詰めの大きな必要のために、當時移入された書物は當然多く自由主義的な政治、經濟書に偏したが、それらの思想は明瞭に泰西諸國に於るブルジョア社會理論の發達と變遷をかなり忠實に跡づけ得る程のものであつた。たゞ、古典から咀嚼し吟味して掛かるだけの餘暇と用意を持ち合はせ得なかつたといふことは、結局經濟學、政治學ともに其理論體系を明治の中期以後の思索と努力に俟たねばならなかつたのは言ふまでもない。かやうにして、これら翻譯書の多くは其撰擇の態度と實際上の効果に於て既に當時の社會諸條件の特殊性に妥當するものであつたが、更に吾々は一步進めてそれらの諸思想が單なる外來思想の原態のままに終止したものではなく、其後の典憲若くは立憲制度に多大の影響と理論的基礎を附與するに至つた事實をも吾々は肯定しなければならない。即ち明治初期、中期の主たる社會思想は一面移譯思想としての性格を有すると同時に不斷に日本思想としての發展的一元化が周到に意識的に行はれてゐたのである。

十七世紀に於る英國の政哲家トマス・ホッブス（一五八八—一六七九）の政治學說の一斷片が斯る特殊な社會狀態の下に我が一般思想界に紹介されたのは、恰かも明治十六年七月のことであつた。ホッブスの原著「リヴィアサン、宗教的及び市民的コモンウェルスの實質、形態及び權力」（初版・一六五一年第一篇「人間に就いて」、第二篇「コモンウェルスに就いて」、第三篇「基督教コモンウェルスに就いて」、第四篇「暗黒の王國に就いて」の四部から成る）の第二篇の中の九章が本稿の表題に示したやうに、英國學士拂波士著「主權論」として文部省編輯局から抄譯の形式で出版されたのが即ちこれである。該譯書の卷頭には當時の文部卿福岡孝悌（十六年十二月參事、院議長に轉任す）の題辭及び主權論辯言として文部少輔九鬼隆一氏の序文が附されてゐる。まづ本書に譯出された諸章を原著のそれに相當する部分に對照して見れ

ば、

「社會ノ起ル所以并ニ其何物タルヲ論ス」(原著・ch. 17. Of the Causes, Generation, and Definition of a Commonwealth.)

「制度ニ由テ成立シタル主權者ノ權ヲ論ス」(原著・ch. 18. Of the Rights of the Sovereigns by Institution.)

「制度ニ由テ成立シタル社會ノ種類及ビ主權ノ相養ヲ論ス」(原著・ch. 19. Of several Kinds of Commonwealth by Institution, and of Succession to the Sovereign Power.)

「父祖及ビ專制ノ權力ヲ論ス」(原著・ch. 20. Of Dominion, Paternal and Despotical.)

「國民ノ自由ヲ論ス」(原著・ch. 21. Of the Liberty of Subjects.)

「公務宰臣ヲ論ス」(原著・ch. 23. Of the public Ministers of Sovereign.)

「社會榮養物ヲ論ス」(原著・ch. 24. Of the Nutrition and Procreation of a Commonwealth.)

「社會ヲ壞敗スルキ諸原因ヲ論ス」(原著・ch. 29. Of those things that weaken, or tend to the Dissolution of a Commonwealth.)

「主權者ノ職分ヲ論ス」(原著・ch. 30. Of the Office of the Sovereign representatives.)

の如くである。

いま該譯書「主權論」をホッブスの原著に彼れ比較一瞥するに、内容の大意を曲解に至らしめない程度で各章何れも逐語譯を避け、かなり極端に時代趣味がかつた文語譯をなしてゐることが知れる。併し、今日に於てその翻譯技巧の上でやゝ困難なものとされ、又英國の政經學者モール等も其著「政治學と文學」(Politics and Literature,

「主權論」下巻57

1929)の中で指摘してゐるやうに、何れかと言へばホッブス一流の文章論からする論理の綿密周到さのために、やゝもすれば其の修辭的なあやとゆとりの多くを失つてゐる。「リヴィアサン」を意譯に過ぎるとは言へ、嘗に政治學的名辭の杜撰、不統一と數箇所の誤譯を省いては大過なき程に記述してゐることは、其當時の學問の水準から眺めれば相當な出來榮とされ得やう。いま其文章形式に關する批判の詳細は他の機會に譲るとして、茲には「主權論」公刊の價值と其思想的系累に就いて些か解説をして見やうと思ふ。

更めて茲に説明するまでもなく、維新革命直後に於る社會思想の中心勢力をなしたものは、近世的な社會政治機構には凡そ適はしくない解釋學的漢學、浪漫的な國學思想にいまやとつて代つて、自由民權の理説を振りかざした英國流か、さもなければ佛國流の國家論であつた。併し、既に明治十五六年の頃にはこの異國流の自由主義の諸運動も漸やくに其時代的役割の多くを完行して、再び祖國日本の文化觀念なり、國體觀念の再認識が或社會層から強く要請されやうとする世態に傾いてゐたのである。併し、其理論上の根據は依然として外國思想に求めざるを得ない情勢に在つたのは言ふまでもない。こゝに於て世間の一部特に專制有司の社會から、所謂官僚イデオロギーとして迎へられたものは比較的到我國の慣習なり、傳統に類近するものを有する獨逸學派の國家主義であつた。これは英國的自由主義の模倣時代から獨逸的國家主義の讚美時代に社會が轉向せんとするきつかけを自ら形造ることとなつた。この新勢力は「十五年の主權論争」として有名な當時最大の危機を胚胎せる國體問題を経過し、やがて目睫に迫つた立憲制度の實施に對する官僚側の指導的原理の前提を示すものであつた。

併しながら、「主權論」公刊の十六七年の交には未だ完全なる社會思想全汎の一新が見られたといふ譯ではなかつた。そこには藩閥政府の彈壓に對する民權派の最後の鬭争が残されてゐたのである。自由民權強化の社會運動は十

四年から十七年にかけて鬭争の範圍を一層擴大し、遂に小作謀農、都市ブルジョアジーの社會構層による藩閥封建的要素排撃の暴動にまで進展したのであつた。之に對し政府は種々の術策を弄して執拗な應戰をこゝろみだ。まづ、斯る事態は佛國流の民約説の立場から欽定憲法に懷疑的批判をあへてし、主權は國民に在り、既に國會を設け國民議政の事に任ずるの後、主權の國民に在るや當理なり」として極端なる主權在民説を標榜せる自由黨に對して、主權は天皇に在り、我が帝國の國體、萬世に亘りて此結論を動かすこと能はず」と主張せる當路執政の御用黨であつた帝政黨を手先にしての政府の彈壓、又所謂三菱問題に策しての自由、改進黨の離間策、言論重壓策としての集會條令、新聞條令の實施、擴大、警視廳の黨人政客の言行監視等に現はれた。併し、政府の斯る反民權派政策は前述の如く徒らに國民の危險思想を培育し地方に於る慷慨激越の徒をして暴動、藩閥政府の打倒、大臣暗殺等を企てさせるに至つた。其一例として十五年八月の福島事件、同年十月の高田事件等がまづその大きなものとして擧げられる。

かやうにして、當時の國家主義思想はいまだ國民の全體意思に根差す社會運動ではなく、封建士流階級の自己防衛のためのイデオロギーであつたに過ぎない。併し、漸次にして泰西の國家主義によつてそれが理論的に塗染され更にそれが我國の歴史と國體に折衷されるにつれて、社會啓蒙の思想的獨自性を有するに至つたのは争はれない。之を要するに、この時代の民權説に對する國家主義の對立は單純なる思想的對立の狀態ではなく、既に社會原理としては實力を失ひ、「主權論争」を理論鬭争の最後の舞臺にして遂に暴民運動化された前者に對する後者の思想的啓蒙であり、兩者の妥協、折衷の形態で發展したのである。斯る兩思想の妥協的態度はまづ最初に官僚イデオロギーの據頭の中に見られ、こゝに元老院、文部省あたりからロリニー、パーク、ホップス等の國家主義的學説が出版紹介

される段取りとなつたのである。「主權論」が文部當局の手から、前述せるやうに、恰かも民權論と國權論との折衝期、いひかへれば、英國的思想から獨逸的思想への轉向過程に際會して公刊されたといふことは、實に當面の大問題であつた。「主權論争」の最後の解決に大いに役立てんとする社會啓蒙の目的をもつたことを推察せしめるとともに、それは一面にホッブス自らの思想が彼ホッブスの時代に祖國英國に異端教理として符れられず、更に今日に至るまで寧ろ異郷獨逸に多くの祖述者、同情者、研究家をもつた事實と當しく符合するホッブスの思想體系の宿命と言へやう。(「主權論争」に關しては、長束宗太郎編「民權家必讀主權論纂」明治十五年刊、傍木哲次郎編「主權論」明治十五年刊、喜多川林之丞編「國家主權論纂」明治十五年刊参照)

かやうに、「主權論」を明治初期から中期にかけての社會思想の動向、發展と關依させて考へる時、此書が特に「主權論」なる意識的に限定された名題の下に注意深く原著「リヴィアサン」から前記の如く諸章節が適當に取捨選擇されてゐるといふことは、自ら明治社會思想の文獻的研究にとつて一の興味ある課題をなすが、又これらの事情は明らかに當時の翻譯學説が輸入國の時代と社會の特殊性との相關及び制約に立てることを充分に示唆する一例である。

以上に述べたやうな世態のもとに目論まれた「主權論」の譯刊が「リヴィアサン」の原書輸入と同時に着手されたものであるか、或はミル、スペンサー等の原書と共にホッブスの諸著が幕末維新後の泰西學術の研究、翻譯思想期の初頭に既に舶來してゐたものであるか否かは適確に認定する譯には行かないが、今日まで筆者の閲讀した限りの當時の文獻、資料に就いて考證するならば、「主權論」以前にホッブス學説の翻譯若くは翻案に類するものを見る。恐らくは、「主權論」の譯刊は我國に於けるホッブスの最初の紹介であると考へても差支へないであらう。いま次に引用する福地源一郎の「主權論争」に關する遂懷談の一節は、當時の巷間の有識者には未だ「リヴィアサ

ン」が未知の書物であつたことを裏書してゐる。

曰く、「君主國の主權は其獨裁政治たるに立意政治たるに論なく主權は常に君主に在りと信じたれば偶々主權問題の起れるに當り此説を公にし世論は之に異議なかるべしと思ひたりしに何ぞ計らんや東京府下の諸新聞紙は筆を走らせ文を重ねて盡く余が所見を攻撃して數日ならずして幾ど天下皆敵たるの狀勢を示したり」。「然れども余は此主權在君主説に於ては初より深く心に信じ、斯の如くならざれば我帝國の安全を不慮に謀る可からずと思ひ込たるが故に巍然として論難の衝に當りしが、扱外邦政治學者の所説如何と諸書を閲して以て我説の應援を覓めたるに殘念なるかな余が平素敬服の心を置きたる英米諸大家の説は概皆余が所説と異なり却つて反對の論趣のみ」(「新聞紙實歴」—主權論苦戰の事)と。

若し、彼福地にして「リヴィアサン」の一書を手參考するの機會に恵まれたならば、得々椽大の筆可く自説のために採用する所があつたであらうし、有名な「論争」も面白い局面の變化を見せたであらう。斯くて「主權論」は其公刊の時日からすれば寧ろ其以前に世にいづべくしていでなかつた不遇の書物であつたのである。この事實からしても、更にホッブスの社會哲學の全分野が一般から深く研究されるやうになつたのはかなり後年のことであらう。之に就いて、ホッブスの理論體系の基構をなしてゐる分子論的社會構造説、或は自然法論、社會契約説等が、維新開化思想の第一頁に誠に適はしく持囃された夫のルソー、スペンサー、ブルンチエリーの思想を資料にして、明治十五六年の頃には最早多くの解説と我國の當時の社會情勢の立場からする解釋、批判が或程度こゝろみられてゐたといふことも其理由の一つとして挙げられるかも知れない。

惜、私見によつて觀れば、國家主權の不可分性と至上性をホッブスが「リヴィアサン」に於て特に君主國を引例



して強論したのは、形式的法理に其批判を歸せしめるよりは、政治の實際的効用の最大なるものは如何にして爲さるべきかといふ命題に對する彼一流の功利論的な政策觀に立つ解答として考へるのが至當のやうに思はれる。國家は、社會の平和を創造し、之を保持するがために設定される。若しも、國家の大權にして、個人或は團體の既取せる權力の留保あるがために分割され、制限されることに因つて弱性となるならば、効果的に其最高の目的を完行し能はないといふのが、ホッブスの主權論に見られる根本的に準備された彼の立前であつたのである。實にホッブスに従へば、主權は共有すべからず、君主と大權とは分離すべきものではなかつた。今夫れ貨幣鑄造の權、幼稚なる相続人の財産、人體を處置するの權、公市場に於て衆庶に先ちて買収するの權、其他成文律に依て定めたる君權等は主權者之を取て他人に移轉するも猶ほ其臣民を保護するの權は之を掌握するを得べし然れども主權者にして手に國民軍を脱する時は已に法律を實行し得べきの權力を關くを以て司法權を掌握するも亦何の益あらん而して貨幣を募集するの權を讓與する時は國民軍を左右するも亦何の用をか爲さん若し夫れ敎道を統御するの權を棄擲する時は人民爲めに靈魂の歸を失ひ畏懼の心を生じ遂に叛逆の惡業に陥るに至るべし是に由て之を觀れば此等の權力を移轉するときは縱ひ其餘の權力を掌握するとも凡て國家を經營する所以の目的即ち治平と正理とを維持するが爲に毫も益する所なきに至るを知るべし果して此等の權力にして分離せんか是れ所謂國內已に分離せば君主國は自立する能はざるものなり何となれば先づ此分離あるに非れば國中に反對の公敵を起すの理ある可からずして此分離は則ち公敵對立の原因を成せばなり」(「主權論」十四—十五頁、原著、第十八章、一六七—一七八頁、English Works of T. Hobbes, ed. by Macauley, 1839, 45)と。更に、「斯くの如く此大權は得て分離すべからずして主權に合著するものなるを以てすれば彼君主は人民各個に比すれば實に廣且つ大なる權を有する強大者なりと雖も之を全民相總合したるものに比すれば

僅微の權を有する小弱者たるに過ぎずと言へるの説は取るに足らざるなり其故何ぞや若し其所謂總合とは人民を合して一人と稱したるに非ずとせば是れ總合と各人とは通じて同意を徵するものと解せざるべからず無稽も亦甚しと言ふべし若し其所謂總合とは人民の集合して一體をなしたるの謂にして即ち主權者が代表する所のものなりとせばこの總合せる者の權力は主權者の權力と同一物なり復た奚ぞ相較することをせん乃ち亦無稽たるを免れず抑々此等の口實は人民集會が主權を有する場合に於ては人皆其不理譴妄なるを知悉せることなるに君主の之を有する場合に於ては則ち之を覺知する能はざるは異しむべきに非ずや」(「主權論」十六—十七頁、原著・一六九頁)と。

斯るホップスの抱いた根本の意圖が、「主權論」翻譯の當事者に充分にくみとられ、又それが彼等の最大の規ひ所であつたといふ事は、巻頭の「主權論辯言」に於ても可く裏書されてゐる。

辯言に曰く、「天得一以濟。地得一以寧。王侯得一以爲天下貞。若是夫一之可貴也。德不一。不足以成已。志不一。不足以致功。禮唯一。故人得所由。法唯一。故人得所安。未有故出多門而國治者也。是亦可以知至權之宜一而不宜分矣乎。——」と。

斯くて、「主權論」の公刊は、恰かも英國の十七世紀に於てホップスの絶對主權論が實に英國憲政の發展にとつて重大なる意義を有せる民主主義思想と王制復古派の理念との鬭争期に民主的でもない、勿論貴族主義でもない、或は又其れかと言つて唯一に君主政治を論理的結論ともしない謂はゞ統治形態の問題を其れとなく技巧上手に主權絶對の主題に轉嫁なすに依て當時の諸々相争ふ所説を少なくとも彼ホップスの根本の目論見では中和的に妥協せしめやうとしたのと同じやうな時代の價値を過渡期の我が憲法思想に扶植し、君主國に於る主權の所在と其本有性との必然關係に就いて當時の民權派と王權派の相争ふ兩主張を、「天下の治平と社會の安寧」に就いて功利的原理の上か

ら解決を與へ、彼等を充分に納得せしめたであらうと思はれる。

以上述べたるやうに「主權論」は明治十四五年に始まつた主權論争が結局すべき方向を事後的に、又「國會開設の後、帝國の主權は那邊に存するか」を事前に社會一般に表明せるものとして高く評價さるべき一書である。

之を要するに、「主權論」公刊の意義と目的は、其根本に於てホッパス自らの學說のもつ特殊性が國家を異にして、又時代を離れて適當に照應せる事實の上に存する。併しながら、「主權論」に内在する思想の發展、影響の過程から觀れば、凡ての外來諸思想がそうであるやうに、それは單純なる照應ではない。そこには思想の國際性に因る以外に、不斷に外來思想を祖國の文化に同化せんとする人間の意識的な努力が見られる。實際、我國封建機制の崩壞するにつれて、この國に移植された歐米諸思想は其後漸次にして立憲組織の實施といふことが「公議輿論」の中心問題となるに従つて、前述の如く日本の歴史、文化に立脚してそれを合理的に融化し統制せんとするに至つたのである。それは此「主權論」の格構を得たる翻譯の一例を見ても充分に理解することができる。

尙最後に「主權論」以後今日まで我國に發表されたホッパスに關する大凡の文献を參考のために擧げて見やう。

- (一)金子鷹之助・ホッパス「リヴィアタン」の歴史的意義(社會哲學史研究、三一四五頁)昭和四年。
- (二)恒藤恭・自然状態と法律状態—ホッパスの自然法學に關する一考察(法學論叢二一ノ六、二二ノ三)
- (三)高橋誠一郎・トーマス・ホッパスの正貨論排斥とウキリアム・ベチイの勞働價值説(重商主義經濟學說研究 二六三—八頁、財産を以て政治的權力に依りて存在するものと做せるトーマス・ホッパス(同書、八七—一八二頁)、ホッパスの哲學的原理と其の經濟的原理との關係(同書一〇〇—一七頁)昭和七年。
- (四)市村光惠・ホッパスとルソー(法學論叢二一ノ五)

(五)堀 潮・英國政治思想史上に於るホッブス及ロックの地位(商學論叢、一ノ三、二ノ二、三)

(六)堀部靖雄・トウマス・ホッブスとジョン・ロック(長崎高商研究館彙報五ノ四)

(七)清水幾太郎・ホッブスに於る國家(社會と個人、第五章・第二節)、ホッブス及スピノーザに於る個人と社會(第三節)

(八)秋永肇・ホッブスの自然法論(自然法思想に於る二の性格、第三章台北帝大政學科年報第二輯)ホッブスに於る國家概念(第四章)ホッブスの主權說の現實社會的規定(第五章)昭和十年。

(九)拙稿・トマス・ホッブスの社會契約說—リヴィアサンの功利論的性格(法學研究第十四卷第四號)

—昭和十一年五月九日稿—